

障害福祉サービスにおける「18歳の壁」について
～こどもの成長と共に変化する環境やサービス～

1 「18歳の壁」とは

特別支援学校高等部を卒業した障害のある若者が、児童福祉法に基づく支援から、障害者総合支援法に基づく支援に移行する際、制度・時間・家族支援・居場所など、制度の切り替わりに起因して生じる課題を「18歳の壁」と呼ぶ。

2 制度と移行における課題

※（ ）内 市内事業所数

項 目	18歳未満	18歳以上	生じる課題
根拠法	児童福祉法	障害者総合支援法	
主な目的	発達支援・健全育成・預かり	自立支援・就労訓練・社会参加	「預かり」から「活動」への目的の変化
主なサービス	児童発達支援(3) 放課後等デイサービス(4)	自立訓練(2)・就労継続支援(7)・共同生活援助(7)・生活介護(11)・短期入所(5)等	・「預かり」の目的が強いサービスから、訓練や就労サービスへの転換
	相談支援(4)・居宅介護(6)・移動支援事業(3)		・卒業後の利用先選定の難しさ障害受容への支援
利用時間	学校終了後～夕方までが主流	事業所により終了が早い場合が多い	夕方の空白時間の発生と親の就労への影響
利用者負担 判定基準	扶養義務者(保護者)の所得	本人(＋配偶者)の所得	判定基準の変化
主な手当 年金制度	特別児童扶養手当(20歳未満) 障害児福祉手当(20歳未満)	特別障害者手当(20歳以降) 障害基礎年金(20歳以降)	20歳時の手当の切替手続き 20歳時の年金申請手続き
送 迎	一部事業所で実施	事業所ごとの個別の対応	自立通所への挑戦と移動手段の確保
支援の主体	学校・家族との密接な連携	本人意思決定を尊重した支援	学校(教育)から社会(福祉・就労)への環境変化 支援者の関与の仕方の変化

裏面へ

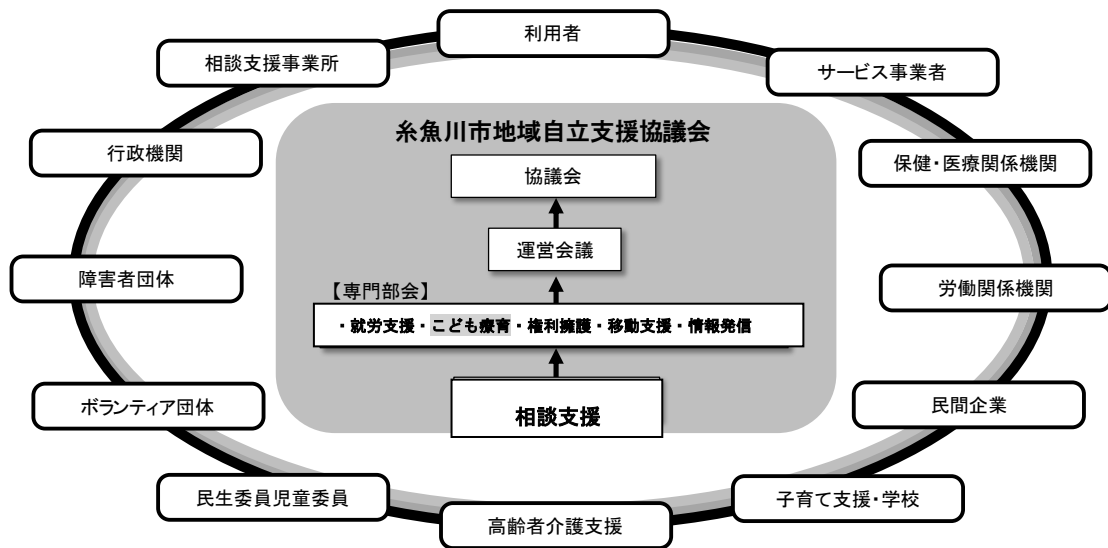
3 当市における課題

令和7年度糸魚川市自立支援協議会こども療育部会にて、課題を抽出した。今年度、以下について協議を進め、第8期糸魚川市ささえあいプランに反映する予定

- (1) 進路移行期における、相談準備プロセスの不明確さと情報提供の不足
- (2) 障害特性に適した就労系事業所の選択肢不足と、本人・家族のニーズと供給の不一致

参 考

■糸魚川市地域自立支援協議会 ネットワーク図



■糸魚川市自立支援協議会 ※（ ）内 人数

所 属	自立支援協議会	自立支援協議会こども療育部会
事業所	施設入所支援・生活介護・短期入所・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援事業所（4）	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（4） 相談支援事業所（2）
県機関	糸魚川地域振興局健康福祉部（1）	糸魚川地域振興局健康福祉部（1）
教 育	ひすいの里総合学校（1）	ひすいの里総合学校（1）
	高田特別支援学校白嶺分校（1）	学校教育課(1)・こども家庭課（1）
就 労	糸魚川公共職業安定所（1） 糸魚川商工会議所（1）	
地 域	障害者家族団体クレヨンの会（1） 糸魚川市社会福祉協議会（1）	